（緊急調査のための土地の立入り等）

第二十八条　都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2　第五条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

（土砂災害緊急情報の通知及び周知等）

第二十九条　都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十六条第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（次項において「土砂災害緊急情報」という。）を、都道府県知事にあっては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあっては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2　都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、都道府県知事にあっては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあっては関係のある都道府県及び市町村の長に随時提供するよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正）

2　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「同法第二条に規定する土砂災害」の下に「（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。）」を加える。

国土交通大臣　馬淵　澄夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

政　令

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十一月二十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百三十号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第三項及び第三十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条及び第四十六条中「十一月三十日」を「十二月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十一月二十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百三十一号

平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの イ　鹿児島県奄美市並びに大島郡大和村及び龍郷町 ロ　鹿児島県大島郡瀬戸内町	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　馬淵　澄夫

省　令

○法務省令第三十七号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二十条第二項第九号イ並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十二条第一項及び第六百十五条第一項の規定に基づき、会社計算規則及び電子公告に関する登記事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十五日

法務大臣　仙谷　由人

会社計算規則及び電子公告に関する登記事項を定める省令の一部を改正する省令

（会社計算規則の一部改正）

第一条　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）

（電子公告に関する登記事項を定める省令の一部改正）

第二条　電子公告に関する登記事項を定める省令（平成十八年法務省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

附　則

この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。